

別表第3 事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業B型の基準が適用される事業所））（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の 子どもの場合 ⑦	保育標準時間認		
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥ (注)		保育短時間認定 基本分単価 ⑥ (注)			⑧ (注)		
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	329,770	(388,010)	318,670	(376,910)	⑥×84/100	+	3,190	(3,770)
			乳児	388,010		376,910			+	3,770	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	178,020	(236,260)	173,390	(231,630)		+	1,670	(2,250)
			乳児	236,260		231,630			+	2,250	
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	137,810	(196,050)	134,890	(193,130)		+	1,270	(1,850)
			乳児	196,050		193,130			+	1,850	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	処遇改善等加算 I	
				定	保育短時間認定
					(注) ⑧

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 ×加算率	3,080	(3,660)	×加算率
			乳 児 ×加算率	3,660		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 ×加算率	1,620	(2,200)	×加算率
			乳 児 ×加算率	2,200		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 ×加算率	1,240	(1,820)	×加算率
			乳 児 ×加算率	1,820		×加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

保育士比率向上加算			
(注)		処遇改善等加算 I	
		(注)	
⑨			

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子ども		
(注)		処遇
⑩		

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	17,600	(25,110)	170	(240)	×加算率	+	116,480	(58,240)	1,160
			乳児	+	25,110		240		×加算率		+	58,240	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	11,260	(18,770)	110	(180)	×加算率	+	116,480	(58,240)	1,160
			乳児	+	18,770		180		×加算率		+	58,240	
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	9,960	(17,470)	100	(170)	×加算率	+	116,480	(58,240)	1,160
			乳児	+	17,470		170		×加算率		+	58,240	

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	算 もの単価に加算
				改善等加算 I (注)
①	②	③	④	

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	(580)	×加算率
			乳 児		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	(580)	×加算率
			乳 児		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	(580)	×加算率
			乳 児		×加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児

休日保育加算	
⑪ 処遇改善等加算 I	

休日保育の年間延べ利用子ども数	~ 210人	191,800	1,910 × 加算率	各月初日の 利用子ども数	+
	211人~ 279人	204,600	2,040 × 加算率		
	280人~ 349人	230,300	2,300 × 加算率		
	350人~ 419人	255,900	2,550 × 加算率		
	420人~ 489人	281,600	2,810 × 加算率		
	490人~ 559人	307,300	3,070 × 加算率		
	560人~ 629人	332,900	3,320 × 加算率		
	630人~ 699人	358,600	3,580 × 加算率		
	700人~ 769人	384,300	3,840 × 加算率		
	770人~ 839人	409,900	4,090 × 加算率		
	840人~ 909人	435,600	4,350 × 加算率		
910人~ 979人	461,300	4,610 × 加算率			
980人~ 1,049人	486,900	4,860 × 加算率			
1,050人~	512,600	5,120 × 加算率	+		

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	夜間保育加算		減価償却費加算			
				⑫	⑬	加算額			
						標準	都市部		
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児	99,940	+	940 × 加算率	+	6,700	7,300
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	44,660	+	390 × 加算率	+	2,800	3,000
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	30,120	+	240 × 加算率	+	1,700	1,900

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	
			乳児		
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	
			乳児		
			1、2歳児		+
			乳児		
13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+		
		乳児			
		1、2歳児		+	
		乳児			

賃借料加算		
加算額		
	標準	都市部
	⑭	

a 地域	28,800	32,100	-
b 地域	15,900	17,700	
c 地域	13,800	15,400	
d 地域	12,400	13,800	
a 地域	14,400	16,100	-
b 地域	7,900	8,800	
c 地域	6,900	7,700	
d 地域	6,200	6,900	
a 地域	18,300	20,400	-
b 地域	10,100	11,200	
c 地域	8,800	9,800	
d 地域	7,900	8,700	

連携施設を設 定しない場合 ⑮

4,930	-
2,050	
1,290	-

食事の提供につい て自園調理又は連 携施設等からの搬 入以外の方法によ る場合 ⑯
--

$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 11/100$	-
$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 10/100$	
$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 10/100$	-

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

管理者を設置していない場合
⑰ 処遇改善等 加算Ⅰ

土曜日に閉所する場合		
月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合
⑱		

10/100 地域	5人まで	3号	1、2歳児 乳児
	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児

86,690	+	860×加算率	-
36,120	+	360×加算率	-
22,810	+	220×加算率	-

$\frac{(6(7)+8 + (10+12))}{2/100}$	$\frac{(6(7)+8 + (10+12))}{4/100}$	$\frac{(6(7)+8 + (10+12))}{6/100}$
$\frac{(6(7)+8 + (10+12))}{2/100}$	$\frac{(6(7)+8 + (10+12))}{4/100}$	$\frac{(6(7)+8 + (10+12))}{7/100}$
$\frac{(6(7)+8 + (10+12))}{2/100}$	$\frac{(6(7)+8 + (10+12))}{5/100}$	$\frac{(6(7)+8 + (10+12))}{7/100}$

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	全ての土曜日を閉所する場合
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) \times 8/100$
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) \times 9/100$
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) \times 9/100$

定員を恒常的に超過する場合
⑰

$(⑥\sim⑱) \times 58/100$

$(⑥\sim⑱) \times 81/100$

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・処遇改善等加算Ⅱ-① 48,900 × 人数A ・処遇改善等加算Ⅱ-② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
		(算式2) A: 処遇改善等加算Ⅱ-① 48,900 ÷ 各月初日の利用子ども数	
		B: 処遇改善等加算Ⅱ-② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数	
処遇改善等加算Ⅲ	㉑	別に定める額 × 平均年齢別利用子ども数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 平均年齢別利用子ども数については、別に定める
冷暖房費加算	㉒	1 級 地 1,800 4 級 地 1,240	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域: 1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,590 その他地域 110	
		3 級 地 1,570	
除雪費加算	㉓	6,120	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉔	154,880 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉕	160,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉖	A (基本額 76,960 + 処遇改善等加算Ⅰ 760 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A: Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B: 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C: A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B (基本額 50,000 + 処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	㉘	別に定める額 × 年齢別平均利用児童延べ数 ÷ 3月初日の利用子ども数	※1 3月初日の利用子どもの単価から減算 ※2 年齢別平均利用児童延べ数については、別に定める

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

処遇改善等加算Ⅲに係る別に定める額
事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業B型の基準が適用される事業所））（保育認定）

定員区分	年齢区分	処遇改善等加算Ⅲ
5人まで	1、2歳児	13,020
	乳児	15,290
6人から 12人まで	1、2歳児	6,760
	乳児	9,030
13人から 19人まで	1、2歳児	5,100
	乳児	7,380

国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に係る別に定める額
 事業所内保育事業（定員19人以下(小規模保育事業B型の基準が適用される事業所)）（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合
10/100 地域	5人まで	1、2歳児	1,760円
		乳児	2,290円
	6人から 12人まで	1、2歳児	1,010円
		乳児	1,540円
	13人から 19人まで	1、2歳児	820円
		乳児	1,340円